

令和4年11月24日

各位

公益財団法人北海道農業公社

### 低入札価格調査制度の設定基準の改正について

公社は、原則として、工事の請負工事契約等に係る競争入札を行う場合には、低入札価格調査制度を適用しております。

このたび、低入札価格調査制度の設定基準等を改正し、令和4年12月1日以降に入札を行う工事について適用することとしましたのでお知らせします。

#### 1. 対象建設工事

原則として予定価格（消費税相当額を含む）が250万円を超える工事を対象とする。

#### 2. 調査基準価格

予定価格 $\times 0.75 \leq$ 調査基準価格 $\leq$ 予定価格 $\times 0.92$

（調査基準価格の基準）

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

#### 3. 入札の執行

入札執行者は、入札の結果、調査基準価格に満たない入札が行われた場合には、入札者に対して「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了する。

なお、終了後に調査基準価格に満たない価格で入札を行った者には「低入札価格調査の実施について」（別記様式）を通知するので、次項の書面等を提出してください。

#### 4. 入札者が提出する書面等

- (1) 入札価格内訳書
- (2) 見積理由申出書（別記第1号様式）
- (3) 下請契約予定者名簿（施工体制台帳に準じて作成すること）
- (4) 工種別労務者配置計画書（別記第2号様式）
- (5) 建設副産物の搬出地等予定書（別記第3号様式）
- (6) 安全衛生管理体制等予定書（別記第4号様式）

#### 5. 調査協力

調査にあたっては、事後の事情聴取に協力してください。

新旧対照表

名 称	新	旧	備 考
調査基準価格 の基準	(4) 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額	(4) 一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額	率等の改正